

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成25年11月11日

京都市長 門川 大作

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

大原簡易水道再整備（その6）工事

(2) 工事場所

京都市左京区大原小出石町 地内

(3) 工事概要

ア 取水ポンプ整備 新設工事	1式
イ 取水ポンプ設備 撤去工事	1式
ウ 膜ろ過設備工事	1式
エ 仮設中和設備工事	1式
オ その他必要な工事	1式

(4) 工期

契約の日から平成27年3月13日まで

(5) 実施種目

この工事は、「機械器具設置工事」の種目として実施する。

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に「電気工事」、「電気通信工事」、「管工事」又は「機械器具設置工事」で登録されており、かつ、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「機械器具設置」又は「水道施設」の種目の総合評定値が1000点以上であること。
- (2) 平成10年度以降に国内で、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、

全体計画水量が1日当たり450立方メートル以上の浄水場施設で、膜ろ過装置を設置した施工実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての施工実績である場合には、出資比率20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

(3) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から一般競争入札参加資格の確認までの期間において、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 建設業法に定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者（機械器具設置）を配置できること。また、当該技術者が次の条件を全て満たしていること。

ア 常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

イ 平成26年7月1日から当該工事に専任で配置が可能な者であること。

なお、機器製作期間において工場に配置する技術者は、工事現場に配置する技術者と同一の者である必要はなく、かつ専任の必要もない。

ウ イについて、工事実績情報システム（コリンズ）で確認できること。

エ 監理技術者講習を受講し、監理技術者講習修了証の発行を受けていること。

なお、入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更することは認められない。また、落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は、原則、認められないものとする。

(5) 本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、契約課が実施した当該種目における一般競争入札（本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと、又、落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 間合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成25年11月15日（金）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)の上下水道局のホームページからダウンロードすることもできる。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

2(1), (2)及び(4)に掲げる条件に関する書類

なお、2(4)に関し、機器製作期間において工場に配置する技術者と、工事現場に配置する技術者が異なる場合、すべての技術者を記載し、条件に関する書類等を添付すること。

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成25年11月15日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図書等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成25年1月20日（水）に上記3(1)において掲示する。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることとし、設計図書等については、平成25年11月29日（金）までに有限会社吉岡商店（京都市伏見区津知橋町373番地 電話075-621-4514）において購入すること（購入時間は、午前9時から午後5時までとする。）。この参加資格の確認の通知日から平成25年11月29日（金）までの期間に設計図書等を購入しなかった場合には、積算不能として本件入札に参加することができない。

なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により競争入札の参加資格

がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成25年11月22日（金）午後5時までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成25年11月25日（月）までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、市長は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 落札決定の日時までの間に、2に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

ウ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、契約課が実施した当該種目における一般競争入札（本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格の対象となる応札を行ったとき。

エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

オ その他市長が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成25年12月12日（木）午後1時30分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札方法等

(1) 入札は、原則として、参加資格者が入札に参加して、入札書を入札函に投函することにより実施する。

(2) 入札者は、(1)で投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札

に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とする。

- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載する。
- (5) 予定価格については入札参加資格通知書兼競争入札通知書において通知するが、最低制限価格については入札書の投函後、開封するまでの間にくじにより決定する。
- (6) 積算内訳書の提出
 - ア 入札参加者は、入札書を投函する際に入札金額に対応する積算内訳書を提出すること。
 - イ 積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載し登録印を押印すること。
 - ウ 積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとする。
 - エ 積算内訳書は、入札の参加条件として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。当該入札者が二者以上あるときは、抽選によって落札者を決定する。

8 入札の無効

規則第6条の2各号（第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号を除く。）の規定に定めるものほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 必要
- (5) 前払金
請負代金の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、契約時に部分払を選択した場合は、中間前払金を請求するこ

とはできないこととする。

- (6) 中間前払金又は部分払 契約時選択
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 設計図書等の内容に関する質問は禁止する。
- (9) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。
- (10) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。
なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (11) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

（上下水道局総務部用度課）